

大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、常態化する酷暑において、観光客の安全性・快適性を高める環境を整備し、観光誘客の促進を図るため、大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業実施要領（令和8年2月25日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、観光事業者が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「観光事業者」とは、観光関連施設を運営する民間事業者をいう。
- (2) 「観光協会等」とは、県内各市町村の観光協会、DMO、旅館組合等をいう。
- (3) 「観光関連施設」とは、県内に立地し、不特定多数の観光客が訪れることを常態とする施設（例：歴史的建造物、テーマパーク、遊園地、景勝地等）をいう。
ただし、単独の宿泊施設や飲食店等を除く。なお、当該宿泊施設や飲食店等が、地域の観光振興に資する複合施設の一部である場合や、夏季に誘客が見込めるイベント等の開催により、広域的な観光拠点となる場合はこの限りではない。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業内容、補助率及び補助対象経費等は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(補助金等の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 積算の算定の根拠が確認できる設計書又は見積書等の写し
- (4) 賃金引き上げに係る誓約書（第4号様式）
- (5) コンソーシアム協定書の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

※(4)については賃上げ枠での申請の場合のみ

※(5)についてはコンソーシアム形式での申請の場合のみ

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することができるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金等の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関連書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入のあった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第5条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これに補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第5条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更(事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目の変更以外の変更等)
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減(又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減)

ただし、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果又は単なる数量の減少等実績に伴う結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

(補助金等の交付決定の通知)

第6条 知事は、規則第六条の規定に基づき、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第10号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の1月4日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第11号様式)
- (2) 収支精算書(第12号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 財産、成果物及び取組状況等の写真
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) 財産管理台帳の写し
- (7) 賃金増加率計算表(第13号様式)
- (8) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧(第14号様式)
- (9) 賃金増加率計算表(第13号様式)に記載した月の賃金台帳の写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

※(7)～(9)については賃上げ枠での申請の場合のみ

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第15号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年度の予算に係る大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金から適用する。

別表第1

事業内容	補助率・補助上限額
観光事業者等が行う観光関連施設における夏の暑さ対策で、観光客の安全性、快適性を向上し、観光誘客を促進する取組として県が認めるもの。	(通常枠) 1／2以内・4,500千円以内 ただし、観光協会等が申請主体になる場合は補助率2／3、補助上限額 6,000千円以内とする。 (賃上げ枠) 2／3以内・6,000千円以内

※賃上げ枠の要件について

1ヶ月の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、令和8年4月1日から令和8年11月30日の期間内で、1.5%以上増加していること。

別表第2

事業実施主体	補助対象経費
観光事業者	自施設における暑さ対策のための設備（ミスト設備、ひさし・屋根、スポットクーラー、遮熱性・保水性舗装等）の設置に要する経費
観光協会等	管轄エリアの観光関連施設、交通結節点における暑さ対策のための設備（ミスト設備、ひさし・屋根、スポットクーラー、遮熱性・保水性舗装等）の設置に要する経費
市町村	市町村営の観光関連施設（指定管理施設含む）における暑さ対策のための設備（ミスト設備、ひさし・屋根、スポットクーラー、遮熱性・保水性舗装等）の設置に要する経費

（注）以下の経費は補助対象経費から除く

- レンタルやリース等に係る経費
- イベント開催に係る経費
- 交付決定前に発生した経費
- 完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- 補助対象事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料、事務用品等）
- 補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費

第1号様式（第4条関係）

年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
(事業者名)
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

年度において、下記のとおり大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
 - (2) 収支予算書（第3号様式）
 - (3) 積算の算定の根拠が確認できる設計書又は見積書等の写し
 - (4) 賃金引き上げに係る誓約書（第4号様式）
 - (5) コンソーシアム協定書の写し
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- ※（4）については賃上げ枠での申請の場合のみ
- ※（5）についてはコンソーシアム形式での申請の場合のみ

第2号様式（第4条関係）

事業実施計画書

事業名		
事業実施主体名		
事業実施主体の概要 （資本金、主な事業、 常時雇用する従業員数 等を記載して下さい。）	所在地 資本金 代表者名 従業員数 名（正規 名 パート等 名） 主な事業	
複数の事業者等を構成 員とするコンソーシアム	代表構成員	その他構成員
事業箇所		
事業期間		
事業の概要 （補助金により実施す る事業を記載してくだ さい）		

第3号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収 入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
自己負担金	円	
計	円	

2 支 出

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
	円	
計	円	

※単価のわかるもの（見積書等）を添付して下さい

※県費補助額は千円未満切り捨てして下さい

第4号様式（第4条関係）

賃金引き上げ枠の申請に係る誓約書

年度 大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費 補助金（以下、「本補助金」という。）の賃金引き上げ枠の申請に伴い、次の1～3までのいずれにも誓約します。

1. 令和8年4月1日から令和8年11月30日の間に、全従業員に支払った賃金（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）を、総支給額増加率で事業実施前月比1.5%以上に引上げること。
2. 提出する報告書及び関係資料等に虚偽の記載がないこと。
3. 上記の要件が満たされなかったことにより、大分県からの本補助金の交付を行わない、もしくは返還を求める通知があった場合、その通知に従うこと。

年 月 日

団体名 _____

代表者の氏名 _____

第 5 号様式（第 5 条関係）

年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地
団 体 名
（事業者名）
代表者氏名
担当者氏名
連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県観光
関連施設クールスポット創出支援事業について、下記のとおり変更したいので承認される
よう、大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項第
1 号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

（備考）

以下、第 1 号様式の記の 2 以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対
照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第 6 号様式（第 5 条関係）

年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業中止（廃止）承認申請書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

所 在 地
団 体 名
（事業者名）
代表者氏名
担当者氏名
連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県観光
関連施設クールスポット創出支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承
認されるよう、大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付要綱第 5 条
第 1 項第 2 号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第 7 号様式（第 5 条関係）

年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

所 在 地
団 体 名
（事業者名）
代表者氏名
担当者氏名
連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県観光
関連施設クールスポット創出支援事業に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分
県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 1 1 号の規
定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
| 5 | その他 | | |
| | （1）別紙を添付すること。 | | |
| | （2）その他参考となる書類 | | |
| | 消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。 | | |

別紙

年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金に係る消費税等

仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備 考

(注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

2 「仕入に係る消費税額等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第8号様式（第6条関係）
（公印省略）

年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により通知します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 補助条件 | | |
- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - （4）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
 - （6）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでないこと。
 - （7）財産は、財産管理台帳及びその他関連書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入のあった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これに補助金額から減額して報告すること。
 - (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - (12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目の変更以外の変更等）
 - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減）
- ただし、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果又は単なる数量の減少等実績に伴う結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

(備考)

要綱第5条第1項第1号の規定による大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業変更承認申請書（第5号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第 9 号様式（第 9 条関係）

年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地
団 体 名
(事業者名)
代表者氏名
担当者氏名
連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により請求します。

記

補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 (完了)年月日	備 考
円	円	円	円		

〈振込先〉

金融機関名：
支 店 名：
口座の種別：
口 座 番 号：
預金の名義：

第10号様式（第10条関係）

年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地
団 体 名
(事業者名)
代表者氏名
担当者氏名
連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。[併せて、補助対象経費の軽微な変更が生じたため実績のとおり承認されるよう申請します。]

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第11号様式）
- (2) 収支精算書（第12号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 財産、成果物及び取組状況等の写真
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) 財産管理台帳の写し
- (7) 賃金増加率計算表（第13号様式）
- (8) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第14号様式）
- (9) 賃金増加率計算表（第13号様式）に記載した月の賃金台帳の写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

※（7）～（9）については賃上げ枠での申請の場合のみ
※減額確定でない場合、[] 部分は削除すること。

第 11 号様式（第 10 条関係）

事業実績書

事業名		
事業実施主体名		
事業実施主体の概要		
複数の事業者等を構成員とするコンソーシアム	代表構成員	その他構成員
事業箇所		
実施時期		
事業目的		
事業の概要		
事業効果		

注）記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加してください。

第 1 2 号様式（第 1 0 条関係）

収 支 精 算 書

1 収 入

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
県費補助金	円	円	円	
自己負担金	円	円	円	
計	円	円	円	

2 支 出

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
	円	円	円	
計	円	円	円	

第15号様式（第11条関係）
（公印省略）

年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、[補助金の額を 円に変更交付決定し、] 金 円に確定したので、大分県観光関連施設クールスポット創出支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助条件

- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- （6）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでないこと。
- （7）財産は、財産管理台帳及びその他関連書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- （8）財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産に

については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

(9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入のあった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これに補助金額から減額して報告すること。

(11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目の変更以外の変更等）

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減）

ただし、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果又は単なる数量の減少等実績に伴う結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

※減額確定でない場合、[] 部分は削除すること。